

目標達成計画

目標達成計画は、自己評価及び外部評価結果をもとに職員一同で次のステップへ向けて取り組む目標について話し合います。

目標が一つも無かったり、逆に目標をたくさん掲げすぎて課題が焦点化できなくならないよう、事業所の現在のレベルに合わせた目標水準を考えながら、優先して取り組む具体的な計画を記入します。

【目標達成計画】

優先順位	項目番号	現状における問題点、課題	目標	目標達成に向けた具体的な取り組み内容	目標達成に要する期間
1	10	人権教育に関する制度の実施がされておらず、全職員が正しく理解できるように研修や勉強会を開催する必要がある	平成26年度の職員研修において人権教育の研修計画を立て、実施できる	①平成26年5月の外部の研修へ参加する ②介護労働安定センターから専門の講師を依頼して苑内研修を実施する	12ヶ月
2	10	人権教育の他、制度教育をそれぞれ年1回、職員研修で行う必要がある	職員全体研修会の年間計画に入れ込む 計画立案まで4ヶ月 平成26年4月～27年3月の間に実施	①成年後見制度 ②プライバシー保持 ③虐待身体拘束防止 ④人権	18ヶ月